

金取引約款の新旧対照表

(2022年8月29日改定)

※変更箇所には下線を付しています。

頁	改定前	改定後
5	<p>第13条 (クーリングオフの非適用)</p> <p>お客様がインターネットにより行った金地金の売買について、お客様は成立した取引に係る売買契約の解除を請求することができないものとします。</p>	<p>第13条 (クーリングオフの非適用)</p> <p>お客様がインターネットにより行った金地金の売買について、お客様は成立した取引に係る売買契約の解除を請求することができないものとします。</p> <p><u>定額積立取引については、第9条第1項第2号に規定する所定の日時をもって当該所定の日時の翌々月の売買契約が成立し、当該成立した売買契約の解除を請求することができないものとします。</u></p>

以上